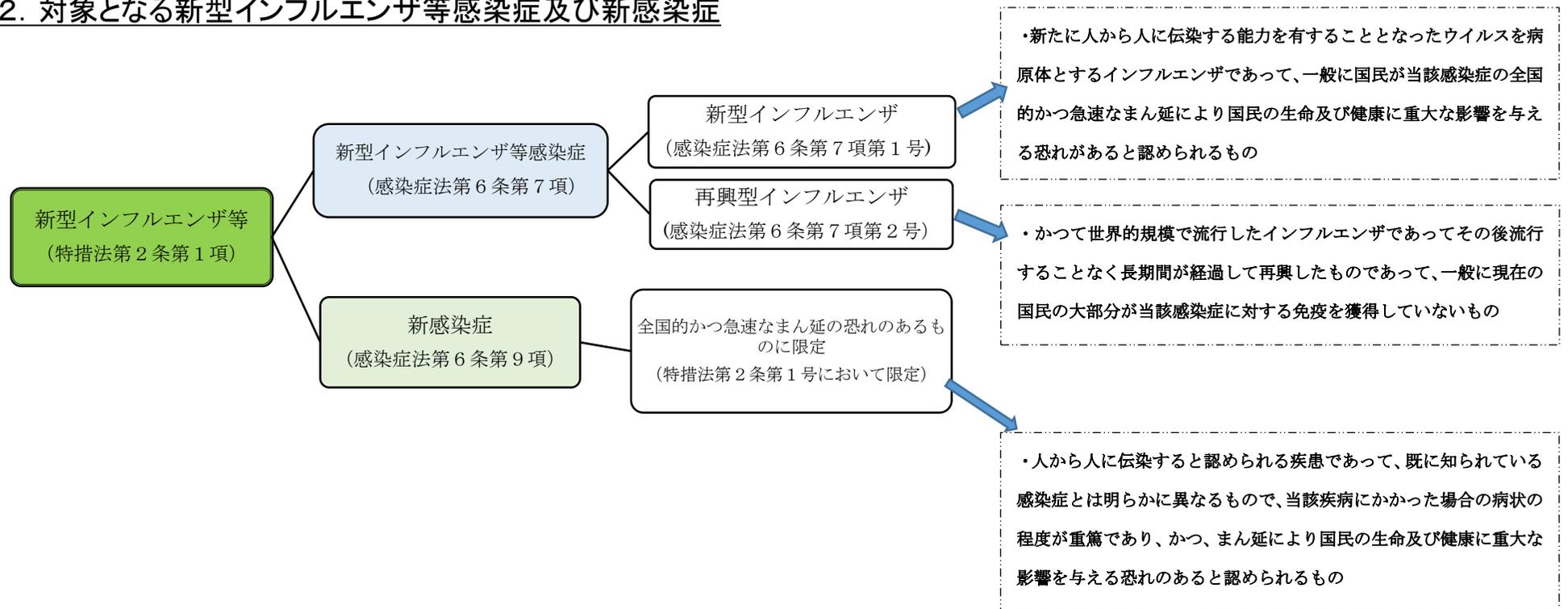


# 松前町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

## 1. 計画の位置づけ

・平成 25 年 4 月に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第 8 条第 1 項の規定により、  
「愛媛県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく市町村行動計画として作成。

## 2. 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症



### 3.対策の目的

- ① 可能な限り感染拡大を阻止(抑制)し、町民の生命の保護と健康被害を最小限にとどめること。
- ② 町民の生活と経済に及ぼす影響が最小となるように努める。

### 4. 被害想定

	国	愛媛県	松前町
り患者数	約3,200万人	約35.8万人	約7,600人
受診患者数	約2,500万人	約28.6万人	約6,100人
入院患者数	約200万人	約2.2万人	約460人
死亡者数	約64万人	約0.7万人	約150人
従業員の欠勤率	本人のり患のほか、家族のり患等によりピーク時(約2週間)には、従業員の最大40%となる。		

※ 病原体が重度(スペインインフルエンザ等程度(致命率2.0%))として、愛媛県が想定した推計結果から当町の被害想定(推定)を行った。

### 5. 発生時に実施する主な措置(対策)

・愛媛県内外の発生状況等の情報収集、住民への適切な情報提供・共有

・予防、まん延の防止

(①外出自粛の呼びかけ、施設の使用制限等の要請、②特定接種の実施の協力、③住民に対する予防接種の実施)

・住民の生活及び地域経済の安定に関する対策

## 6.行動計画における主な対策(発生段階別)



国・県の動き		府県対策本部及び愛媛県対策本部設置⇒緊急事態宣言			緊急事態宣言終了
<b>実施体制</b>	・行動計画、業務計画、住民接種マニュアルの見直し	・松前町連絡調整会議の開催	・松前町新型コロナウイルス等対策本部の設置(緊急事態宣言が出た場合) ・近隣他市町との応援体制の検討		・松前町新型コロナウイルス等対策本部の解散
<b>情報収集</b>	・国内外の情報の収集、県・保健所との連絡体制の構築	・発生状況等について国、県から必要な情報を収集、問い合わせ ・インターネット等を活用した愛媛県、中予保健所、関係機関、関係部署との情報収集・共有			・引き続き発生状況等の情報の収集
<b>情報提供・共有</b>	・町民向けの感染対策普及、県他関係機関との情報共有	・帰国者・接触者相談センターの案内 ・松前町相談窓口の設置及び周知	・迅速な住民への情報周知 ・県の相談窓口の案内、松前町相談窓口の対応強化、県との連携		・流行の第二波に備え、注意喚起の継続
<b>予防・まん延防止 (予防接種) (医療)</b>	・特殊接種・住民接種の実施体制整備の準備 ・地域医療体制の整備(愛媛県の行動計画に基づく整備)	・衛生機材等の備蓄 ・特定接種の準備 ・住民接種の実施方法の検討	・手洗い、マスク、外出自粛等の周知 ・特定接種者の確定、 <b>住民接種の会場確保などの準備</b>	・引き続き手洗い、咳エチケット等の周知 ・病院、学校、各種施設、事業所に対して感染予防策の強化の呼びかけ、学校等の臨時休業の実施 ・特措法に基づく <b>住民接種の実施</b> 、予防接種法に基づく <b>新臨時接種の実施</b>	・流行状況を踏まえて、発生後開始した感染予防策の中止 ・第二波に備えた <b>新臨時接種を進める</b>
<b>住民生活・経済 安定の確保</b>	・要支援者の把握等 ・業務行動計画の見直し ・火葬能力等の把握	・職場の感染対策、業務縮小準備 ・火葬体制の維持や遺体安置所の検討等	・事業所等職場における感染対策の周知、健康管理の徹底、事業継続の不可欠な重要業務の重点化、業務縮小の準備	・事業所へ出勤停止や受診勧奨の協力 ・要支援者への生活支援の検討	・第二波に備え、指定(地方)公共機関等の事業継続の支援

